

# 「崖地**防災**対策工事助成金制度」

## ご案内と事例紹介



ハマのボウサイガー

崖崩れ災害を防ぐために



自然崖や既存擁壁等で崖崩れが予想される崖地は、早めに安全な擁壁等に築造替えをしましょう。

### 防災対策工事の対象となる崖地

- ✓ 「自然崖」や「擁壁などの人工崖」。
- ✓ 個人又は営利を目的としない法人が所有している。
- ✓ 地盤面からの高さが2mを超えるもの、又は、道路等に面する場合は高さが上方1mを超えるもので、傾斜角度が30度以上。
- ✓ 崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある。

横浜市建築局





# 崖地の改善までのステップ

ステップ

1

## 建築局建築防災課への事前相談

- 補助金の適用には条件があるの？ あります。

「横浜市崖地防災対策工事助成金交付要綱」に基づきます。

補助金を活用して崖地を改善する場合には、**建築防災課の担当職員が現地**で崖地の状況を事前に確認します。

- 補助金の申請から受領までどのくらいの期間がかかるの？ 概ね半年程度です。

補助金の交付は、交付申請～工事完了報告までを年度内(2月28日まで)に完了する必要があります。工事規模・内容により期間は変わりますが、これまでの例では、申請から補助金交付まで概ね半年程度かかっています。

ステップ

2

## 設計・見積

- 業者を選ぶにはどうしたらいいの？ 市内に本社のある事業者を選んでください。

補助金の交付を受ける場合には、**市内に本社のある事業者**と工事契約を結んでいただく必要があります。事業者の選定については、ホームページ等で検索していただくか、お住まいの近くの業者を探してください。また、その際に擁壁の築造工事の実績等を確認されることが望ましいです。

- 工事の設計は、どうしたらいいの？ 専門の業者に相談していただきます。

補助の対象となる擁壁の設計は、建築基準法又は宅地造成等規制法に定める基準に適合する必要があります。そのため、工事の設計を建設業者や建築事務所等へ依頼することになります。

ステップ

3

## 補助金申請・工事契約・工事完了

- 補助金交付申請から工事着手までどのくらいの期間がかかるの？ 概ね1か月半程度です。

計画の内容によりますが、申請から工事着手まで概ね1か月半程度かかります。

- 検査はあるの？ あります。

**法令等に基づく検査と補助金を交付するための検査があります。**

申請図書と工事の完了状況が同じことを、建築防災課の職員が現地を確認します。



# 補助対象となる防災工事の事例

改善すると  
安心だね。



ハマのボウサイガー



古い擁壁や、二段擁壁から…



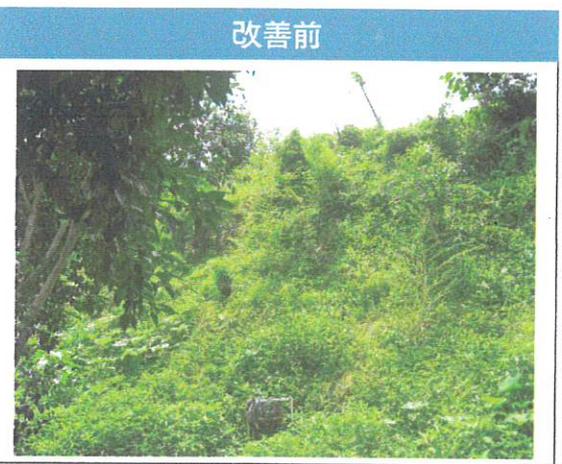
鉄筋コンクリート造（RC造）擁壁に改善



安全性や構造が不明な擁壁から…



石積擁壁（間知擁壁）に改善



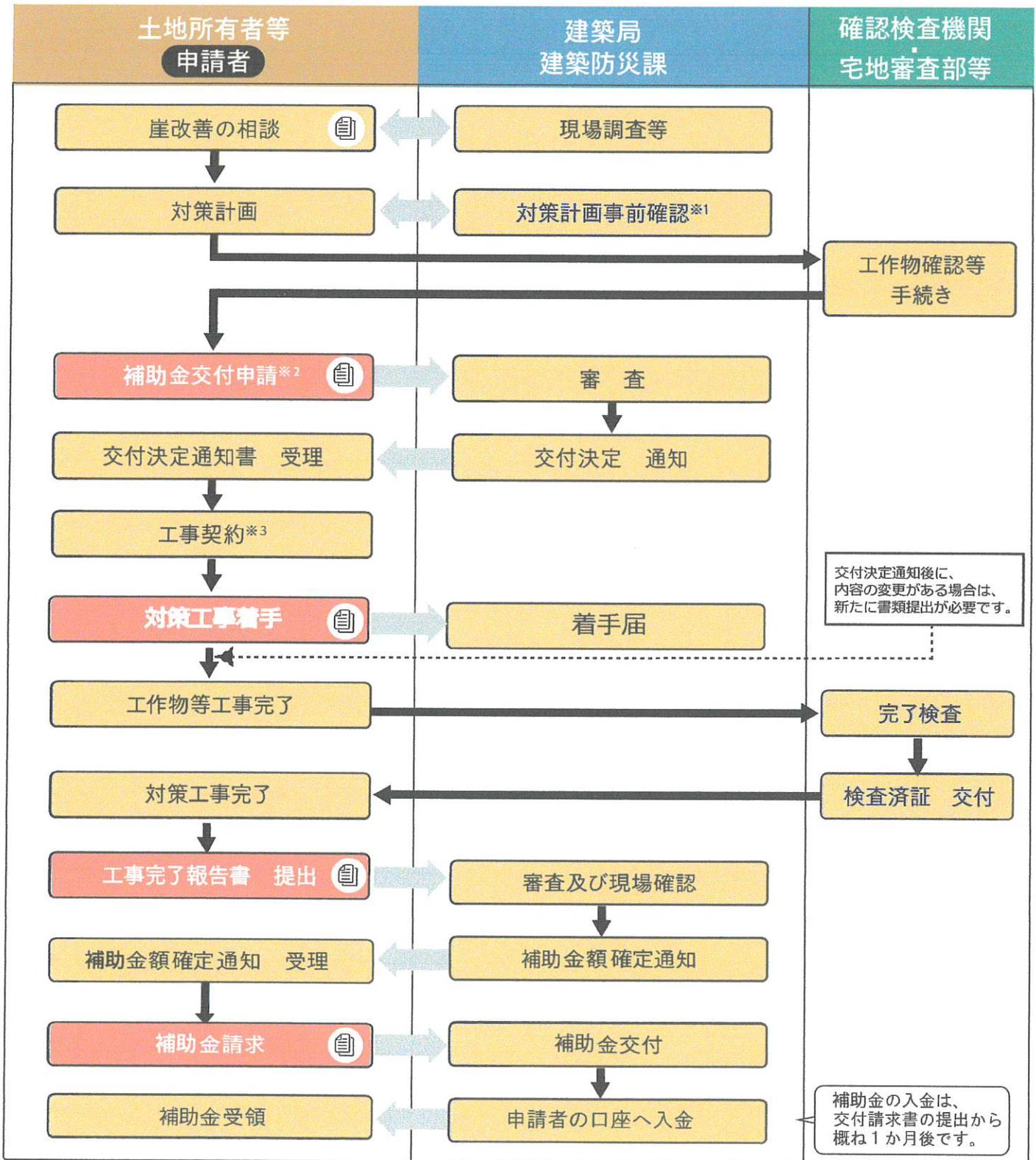
自然斜面を…



石積擁壁（間知擁壁）で改善



# 崖地防災対策工事助成金制度の手続の流れ



- ※1 交付申請する前に、対策工事が補助対象となるか、必ずご確認ください。
- ※2 補助金交付申請時に2社（市内に本社のある事業者に限る）以上の見積書の提出が必要です。
- ※3 工事の契約は、市内に本社のある事業者と行ってください。  
交付決定前に工事契約又は、工事に着手したものは補助制度の利用はできません。



# 提出書類の一覧

## 1. 崖改善の相談時

建築防災課の担当職員が、現場調査時に対策計画の内容が交付要綱の条件を満たしている事を確認するため、次の図書の提出をお願いします。

	図書名	備考
1	現況 平面図・断面図・現況写真	・擁壁の工法、崖の高さ、勾配、構造等の状況と改善計画の内容がわかるイラスト等でも可
2	改善計画 平面図・断面図	
3	土地登記事項証明書(写)	
4	公図(写)	

## 2. 補助金交付申請時の提出書類

	図書名	備考
1	崖地防災対策工事助成金交付申請書(第1号様式)	
2	委任状	・申請手続を委任する場合
3	土地使用承諾書(第2号様式)	・土地所有者が申請者と同じ人物である場合は提出不要
4	土地登記事項証明書(写)	・改善する崖地等の証明書(要約書可) ・証明書交付の日付は申請日を含め3か月以内のもの
5	公図(写)	・最新の図に改善する崖地等の区域を赤で明示
6	案内図、現況図、改善計画図、構造図、構造詳細図、展開図、求積計算表	・展開図(基礎延長、垂直投影面積を記載)、求積計算表を記載
7	工作物確認済証(写) 又は、宅造許可証(写)	
8	誓約書(第3号様式)	
9	工事費見積書(2社以上)	・見積書を徴収する相手は市内に本社のある事業者 ・税抜き金額が分かるもの
10	集会の議事録	・区分所有法に基づく団体の管理者が申請する場合
11	その他市長が必要と認める図書	・土地所有者との関係が分かる書類等(土地所有者以外が申請する場合)

## 3. 工事着手後

着手届(第6号様式)、契約書(写)

## 4. 交付決定通知後に変更が生じる場合 ※必ず事前に担当者へご相談ください

崖地防災対策工事助成金事業内容変更報告書(第7号様式)、その他変更内容がわかる書類

## 5. 工事完了時

完了報告書(第10号様式)、領収書(写)、工事写真、検査済証(写)

崖地防災対策工事助成金交付申請書(変更)(第9号様式)及び契約書(変更)(写)(交付決定後に内容変更があった場合)

## 6. 補助金請求時

崖地防災対策工事助成金交付請求書(第13号様式)、委任状(第14号様式)(申請者が複数の場合等)

